

3 健第 2033 号
令和 4 年 3 月 31 日

一般社団法人愛媛県医師会長 様

愛媛県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の調査及び検査等の方針について

日頃から、本県における新型コロナウイルス感染症対策について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

同感染症に係る濃厚接触者の調査・特定、また、陽性確認のための検査や健康観察の実施については、地域の感染状況に応じて保健所単位で対応の重点化を図ってきたところですが、現在の感染の主流であるオミクロン株の特徴を踏まえ、全県的に対応を統一することとし、令和 4 年 4 月 1 日から、別紙対応方針のとおり実施することとしました。

つきましては、貴下会員の皆様方に周知いただきますとともに、引き続き感染拡大防止のための対策に御協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課感染症対策係
TEL 089-912-2402

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の 特定・行動制限・積極的疫学調査の実施方針

○ オミクロン株の特徴を踏まえた対応の見直し

感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短い

→ オミクロン株が感染の主流である間の対応について、地域の実情に応じて検討

項 目	国の方針	本県の対応方針
事業所等で陽性者が発生した場合の対応	事業所等における濃厚接触者の <u>特定は行わず</u> 、 <u>一律の行動制限は求めない</u> 。	事業所において陽性者との接触状況を確認のうえ、濃厚接触者を 特定 し、自宅待機等の 行動制限を求める 。
濃厚接触者の待機期間の短縮	最終接触日から7日間（8日目解除）とするが、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可能とする。	国の方針のとおり対応 最終接触日から7日間待機 （8日目に解除） ※4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可 （国が承認した抗原定性検査キット（体外診断用医薬品）を使用すること。） （ただし、7日間が経過するまでは検温等自身の健康状態の確認を行うとともに、重症化リスクの高い方との接触、リスクの高い場所の利用や会食等は避けること）

移行日：4月1日

保健所の対応(詳細)

これまで地域の感染状況に応じて保健所単位で濃厚接触者への対応の重点化を図ってきたが、オミクロン株の特徴を踏まえて全県的に対応を統一

○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

陽性者が、「医療機関や高齢者施設等の職員・利用者」の場合	陽性者が、「学校や幼稚園・保育所等の園児・児童・生徒・教職員等」の場合	陽性者が、「事業所の従業員等」の場合	陽性者の「生活上の接触者（友人、知人等）」
これまで同様、保健所が調査・特定	<u>学校等が濃厚接触者を調査・特定</u> (学校等の求めに応じて保健所と協議)	<u>勤務先事業所が濃厚接触者を調査・特定</u>	<u>陽性者本人から接触者に連絡</u>

事業所や学校・児童施設等において濃厚接触者を判断する際の基準となるマニュアルを作成、県ホームページに掲載するとともに、県において事業者向けのコールセンターを開設（089-909-5672）

保健所の対応(詳細)

○ 濃厚接触者の検査及び健康観察

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 重症化リスク等を考慮し、保健所が必要と判断した場合

※濃厚接触者は、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、
症状が現れたらかかりつけ医に連絡のうえ、受診

※受診先が分からない場合は、

受診・相談センターに電話《TEL 089-909-3483》

知人が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

身近な方から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡がありましたら、下記により感染の可能性を確認してください。感染の可能性がある場合は、職場等へ連絡のうえ、自宅待機とご自身での健康観察をお願いします。

① 感染の可能性を確認してください。

➤ **感染可能期間** ※陽性者に症状発現日等を確認してください。

陽性者が**有症状**の場合：症状が発現した日の2日前 令和 年 月 日以降

陽性者が**無症状**の場合：検体を採取した日の2日前 令和 年 月 日以降

➤ **陽性者との最終接触日** 令和 年 月 日

➤ **感染可能期間中の接触の状況**

お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話をした

陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話をした

※「会話をしながら食事をした」「換気の悪い場所で長時間を会話した」「マスクを正しく着用していなかった」これらの場合は、特に感染の可能性が高くなります。

感染可能期間に上記の接触があった場合、感染している可能性があります！

② 感染の可能性がある場合は、自宅待機と健康観察を行ってください。

陽性者との **最終接触日の翌日から7日間**、

自宅待機のうえ、**ご自身での健康観察（セルフチェック）**を行ってください。

✓ 待機期間中は不要不急の外出を控えてください。

✓ 保健所において、PCR検査は実施しません。

なお、すべての濃厚接触者は、**4、5日目の自主検査で陰性を確認**した場合、**5日目から解除が可能**です。詳細は「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関を受診してください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、

ご自身で医療機関の受診予約を行い、受診してください。

※受診方法については、「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

④ 最終接触日の翌日から7日間が経過するまで、以下の点にご留意願います。

✓ 検温などでご自身の健康状態を確認してください。

✓ 高齢者や基礎疾患を有する方との接触は避けてください。

✓ 高齢者施設等への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。

✓ マスクの着用などの感染対策をお願いします。



新型コロナと診断された場合の対応について

学校内において陽性となった方と接触がある方のリストアップをお願いします。

なお、特定・判断等に当たっては、学校医など医療従事者に意見を求めることも有効です。保健所と協議のうえ、自宅待機や健康観察の協力を学校側から対象者にお願いしてください。

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認のうえ、感染可能期間（発症日の2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の例を参考にリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： _____ 月 _____ 日

陽性者がマスクをしていなかった場合

- 陽性者と同じクラスのマスクをしていない方
- 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- 陽性者と特別仲の良いマスクをしていない方
- 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした方（狭い部屋で部活動を実施したなど）
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった方）

陽性者がマスクをしていた場合

- 陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない方
- 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった方）

② リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご本人（又はご家族）による健康観察（セルフチェック）をするよう、学校側からご本人又はご家族にお願いしてください。

また、待機期間中は登校・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

※すべての濃厚接触者は、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除が可能です。詳細は「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、ご本人又はご家族の方が医療機関の受診予約をするようお伝えください。

※受診方法については、「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

④ 最終接触日の翌日から7日間が経過するまで、以下の点にご留意願います。

- ✓ 検温などでご自身の健康状態を確認してください。
- ✓ 高齢者や基礎疾患を有する方との接触は避けてください。
- ✓ 高齢者施設等への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。
- ✓ マスクの着用などの感染対策をお願いします。



幼稚園・保育所の園児・職員が 新型コロナと診断された場合の対応について

別添③

陽性となった園児・職員等と接触がある方のリストアップをお願いします。
対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を施設側からお願いしてください。

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認のうえ、
感染可能期間（発症日の2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、
次の例を参考にリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： 月 日

陽性者がマスクをしていなかった場合

- 陽性者と同じクラスのマスクをしていない園児
- 陽性者と同じ部屋で合同保育をした、マスクをしていない園児
- 陽性者と同じテーブルで食事をした園児や職員
- 陽性者と特別仲の良い、マスクをしていない園児
- 陽性者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

陽性者がマスクをしていた場合

- 陽性者と長時間一緒にいた、マスクをしていない園児
- 陽性者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- 陽性者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

② リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご家族又はご本人による健康観察（セルフチェック）をするよう、施設側からご家族又はご本人にお願いしてください。
また、待機期間中は登園・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお願いください。
なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

※すべての濃厚接触者は、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除が可能です。詳細は「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、
ご家族の方又はご本人が医療機関の受診予約をするようお願いください。
※受診方法については、「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

④ 最終接触日の翌日から7日間が経過するまで、以下の点にご留意願います。

- ✓ 検温などでご自身の健康状態を確認してください。
- ✓ 高齢者や基礎疾患を有する方との接触は避けてください。
- ✓ 高齢者施設等への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。
- ✓ マスクの着用などの感染対策をお願いします。



従業員が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

陽性となった従業員等と接触がある方のリストアップをお願いします。
対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を事業者側からお願いしてください。

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、
感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、
次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： 月 日

状態	+	場面
陽性者と約1m以内の距離で、 必要な感染予防策なし(※)で 15分以上の接触があった状態 ※マスクを正しく着用できていない状態	+	<input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 車に同乗 <input type="checkbox"/> 換気の悪い室内で空間を共有 <input type="checkbox"/> 同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態で、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

② リストアップされた方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご自身での健康観察
(セルフチェック)をするよう、事業者側からご本人にお願いしてください。
また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお願いください。
なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

※すべての濃厚接触者は、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から
解除が可能です。詳細は「別添⑤ 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、
ご自身で医療機関の受診予約をするようお願いください。

※受診方法については、「別添 ⑤自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご覧ください。

④ 最終接触日の翌日から7日間が経過するまで、以下の点にご留意願います。

- ✓ 検温などでご自身の健康状態を確認してください。
- ✓ 高齢者や基礎疾患を有する方との接触は避けてください。
- ✓ 高齢者施設等への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。
- ✓ マスクの着用などの感染対策をお願いします。

お問い合わせは事業者向けコールセンターへ

☎ 089-909-5672 受付時間 9:30~18:30 (土日・祝日含む)

愛媛県



自宅待機をされる 濃厚接触者の方へ

次の内容にご協力いただきますようお願いいたします。

ご協力いただきたいこと

- 陽性者との最終接触日の翌日から7日間※の自宅待機（8日目に解除）
- 自宅待機中におけるご自身での健康観察（セルフチェック）
 - └ 体温の測定や症状の有無などのチェック
- せきやのどの痛みなど風邪のような症状が出た場合、ご自身での受診予約

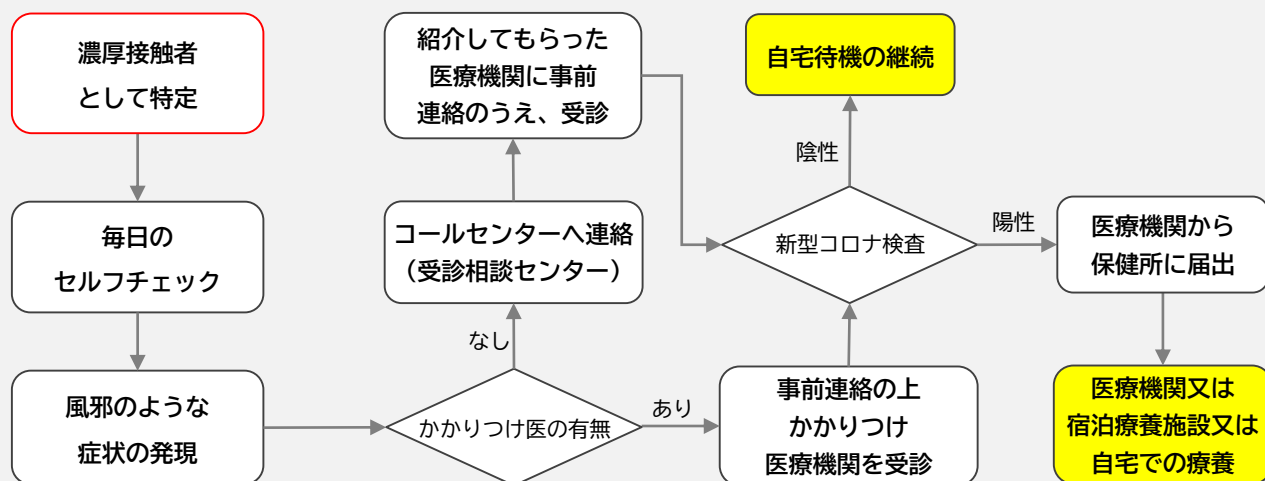
※濃厚接触者の待機期間（7日間）の短縮について

社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）であるか否かに関わらず、

4日目及び5日目の自主検査（抗原定性検査キットによる検査）で**陰性を確認した場合**は**5日目から解除が可能**です。（解除にあたって保健所への連絡は不要です）

（注意）国が承認した検査キット（体外診断用医薬品）を使用してください（研究用は不可）

受診の流れ



ご留意いただきたいこと

- 保健所では医療機関の受診調整は行いませんので、ご自身で受診予約をお願いします。
- コールセンター又は医療機関へ電話の際は、**自身が濃厚接触者であることを申告**ください。
- 初診料等のご負担は必要ですが、**コロナの検査については無料**になります。
- コロナの検査の結果、陰性の場合、**報告等の対応は不要**です。
- **最終接触日の翌日から7日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。**

